

旭川市総合計画策定に係る懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市の次期総合計画の策定に当たり、市民との協働による計画づくりを進めるため、旭川市総合計画策定に係る懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次期総合計画の策定手法に係る事項であって、主として次に掲げるものについて意見交換等を行う。

- (1) 次期総合計画の策定手法に関すること。
- (2) 市民参加の提言組織の運営に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、市民との協働やコーディネート等の実績がある市内高等教育機関の学識経験者をもって構成する。

2 懇談会は、平成26年3月末をもって解散する。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により、副座長は、委員のうちから座長が指名してこれを定める。
- 3 座長は会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、総合政策部政策調整課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って決める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。